**（別紙1-１）　　建設工事関連業務共同企業体協定書モデル案**

**洪援補第7号測の2他　（二）三崎大川水系三崎大川他**

**洪水浸水想定区域図作成委託業務**

**○○○○○・△△△△△共同企業体協定書**

**（目的）**

**第１条**　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

　（１）　愛媛県発注に係る洪援補第7号測の2他　（二）三崎大川水系三崎大川他　洪水浸水想定区域図作成委託業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）

　（２）　前号に附帯する業務

**（名称）**

**第２条**　当共同企業体は、○○共同企業体（以下「共同企業体」という。)と称する。

**（事務所の所在地）**

**第３条**　当共同企業体は、事務所を○○○○○○○に置く。

**（成立の時期及び解散の時期）**

**第４条**　当共同企業体は、　　年　　月　　日に成立し、委託業務の委託契約の履行後、当該業務委託料の精算払を受けるまでの間は解散することができない。

２　委託業務を受託することができなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

**（構成員の住所及び名称）**

**第５条**　当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　住　　　　所　**※本社の住所・商号又は名称を記載**

　　　　　商号又は名称

　　　 住　　　　所

　　　　　商号又は名称

**（代表者の名称）**

**第６条**　当共同企業体は、○○株式会社を代表者とする。

**（代表者の権限）**

**第７条**　当共同企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当共同企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

**（構成員の出資の割合）**

**第８条**　当共同企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。

　ただし、委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　○○○○株式会社　○○％

　　　　　○○○○株式会社　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

**（運営委員会）**

**第９条**　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成、業務の履行の基本に関する事項並びに資金管理方法その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、委託業務の履行に当たるものとする。

**（構成員の責任）**

**第10条**　各構成員は、委託業務の履行に関し、土木設計業務等委託契約書に従い、連帯して責任を負うものとする。

**（取引金融機関）**

**第11条**　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、当共同企業体の代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**（決算）**

**第12条**当共同企業体は、委託業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

**（利益金の配当の割合）**

**第13条**　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

**（欠損金の負担の割合）**

**第14条**　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条の規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

**（権利義務の譲渡の制限）**

**第15条**本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

**（業務途中における構成員の脱退に対する措置）**

**第16条**　構成員は、委託業務を完了する日まで当企業体を脱退することはできない。ただし、発注者及び他の構成員から承認を受けた場合はこの限りでない。

２　前項ただし書の規定により、委託業務の完了前に脱退した者がある場合においては、残存する構成員が委託業務を完了させるものとする。

３　第１項ただし書の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資割合を、残存構成員に加えることとする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から第１４条の規定により当該構成員が負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じても脱退構成員への利益金の配当は行わない。

**（構成員の除名）**

**第17条**当共同企業体の構成員のうちいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

**（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）**

**第18条**　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

**（代表者の変更）**

**第19条**　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

**（解散後の契約不適合責任）**

**第20条**　当共同企業体が解散した後においても、当該業務につき、契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**（協定書に定めのない事項）**

**第21条**　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○株式会社外１社は、上記のとおり○○共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　△△株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○　印

**※受任者が「共同企業体の結成について」委任を受けている場合は、受任者名・印でも可**

**この場合、商号名称は支店名（事務所名等）まで記入すること。**